

うるま市附属機関等の設置及び運営に関する指針（第10条第1項、第2項抜粋）

（会議の公開）

第10条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部文は一部を公開しないことができる。

- （1）法令等により会議が非公開とされている場合
- （2）うるま市情報公開条例（平成17年うるま市条例第8号）第7条に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 附属機関等は、前項の規定に基づき会議の公開又は非公開を決定し、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。

うるま市情報公開条例（第7条抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1）法令又は条例（以下この条において「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報

（2）個人に関する情報（うるま市個人情報保護条例（平成17年うるま市条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に定める個人情報をいう。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 法令等による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることが公益上特に必要と認められるもの

エ 公にすることを目的として作成し、又は取得した情報

オ 当該個人が公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3）法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

ウ その他公にすることが公益上必要と認められる情報

（4）行政の執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市と国、他の地方公共団体又は公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

イ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意思形成過程において作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

ウ 市又は国等が行う監査、検査等の計画及び実施細目、試験の問題、交渉の方針、訴訟の方針、人事等の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるもの

エ 行政上の義務に違反する行為の取締り又は犯罪の捜査に関する情報であって、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ その他公にすることにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかな情報